

# 退院時に病院とケアマネジャーとの情報共有が必要な患者の基準 (介護保険未認定の場合)

\* 退院時の情報共有が必要かどうか迷った場合には、下記を参考にしてください。

## 1. 必ず「退院時の情報共有」が必要な患者

- 立ち上がりや歩行に介助が必要である
- 食事介助が必要である
- 排泄に介助が必要である
- 日常生活に支障を来すような症状がある認知症(疑いを含む)
- がん末期患者(ADLが自立していても)
- 新たに医療処置(経管栄養、吸引、バルーンカテーテル留置など)が追加された患者

\* 1項目でも当てはまれば(さらに重度の人も含む)

→居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)へ連絡

## 2. 上記以外で退院時の情報共有が必要な患者 (介護認定にて要支援以上の可能性あり)

在宅では、独居かそれに近い状態で、服薬管理や調理、掃除など身の回りのことに介助が必要と思われる患者→患者の住所地の「地域包括支援センター」へ連絡